

***** 加入保険のご案内 *****



NPO 法人保育サービスつくしんぼをご利用の皆様

特定非営利活動法人 保育サービスつくしんぼは、三井住友海上火災保険の「グループ保険」に加入しております。補償内容等は下記の通りです。ご一読下さい。

提供会員障害保険・子ども・要介護者障害保険

グループ活動中に、提供会員本人や預かった子ども・要介護者がケガをした場合に補償されます。

「ケガ」とは急激かつ偶然な、外来の事故によって身体に被った障害をいいます

概要

保険金の種類	お支払いする場合	お支払い方法	保険金額 (1名あたり)
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	300万円
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の100%～4%をお支払いします。	(最高) 300万円
入院保険金	事故によるケガのため、入院された場合	[入院保険金日額] × [入院日数]をお支払いします (注)事故の日からその日を含めて180日がお支払いの限度となります。	3000円 (日額)
手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられたとき	入院中に受けた手術：30,000円 (入院保険金日額×10) それ以外の手術：15,000円 (入院日額×5倍)	
通院保険金	事故によるケガのため、通院された場合 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします	[通院保険金日額] × [通院日数]をお支払いします。 (注)事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります	2000円 (日額)

保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失によるケガ
- ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるけがケガ
- ・無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬等を使用しての運転中のケガ
- ・脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
- ・地震、噴火、津波、戦争・暴動によるケガ
- ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- ・細菌性食中毒及びウイルス性食中毒 など

提供会員賠償責任保険

サービス提供中の監督ミスや提供した飲食物が原因で、発生した第三者の身体障害または、財物損壊について提供会員が法律上の損害賠償責任負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

概要

保険金の種類	お支払いする場合・お支払い方法	保険金額 (1名あたり)
対人賠償 保険金	グループの活動中に、第三者にケガをさせ、法律上の賠償責任を負った場合、お支払い限度額を限度に、損害賠償金、争訟費用等をお支払いします。	2億円/1名 5億円/1事故
対物賠償 保険金	グループ活動中に、第三者のモノを壊し、法律上の賠償責任を負った場合、お支払い限度額を限度に、損害賠償金、争訟費用をお支払いします。	500万円 /1事故

保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意による事故
- ・損害賠償に関し特別の約定がある場合、その約定において加重された損害賠償責任
- ・自動車（原付自転車を含む）の所有、使用または管理に起因する損害
- ・地震、噴火、津波、などの天災に起因する損害賠償責任 など

事故発生への対応について

万一事故が発生した場合、ただちに保険請求の手続きをさせていただきます。
補償は三井住友海上火災保険の補償金額内とさせていただきます。



特定非営利活動法人 保育サービスつくしんぼ

〒174-0051 板橋区小豆沢 4-9-7

TEL 090-4939-4577

ホームページ <http://www.tukushinbo.com>